

医療用ヘパリン類似物質製剤の美容目的処方等に関連し、健康保険組合連合会（健保連）から「保湿剤処方の適正化」に関する政策提言が行われた。健保連のホームページを見ると、平成29年9月に医療保障総合政策調査・研究基金事業のなかの「政策立案に資するレセプト分析に関する調査研究Ⅲ」の課題3：保湿剤処方のあり方に、詳細な解析がパワーポイントで示されている¹⁾。

日本皮膚科学会では、2017年10月16日付の第一報²⁾に引き続いて、10月31日の第二報³⁾で、健保連からの提言は真摯に受け止めるが、保湿剤による治療を必要とする患者に大きな不利益を生じかねないため、処方制限には反対の立場を表明した。一方、会員には引き続き、ヒルドイド[®]等の医療用ヘパリン類似物質の適正処方に努めるとともに、やむを得ず適用外での処方を行う場合には必ず自費診療にて対応するなど、これまで以上に公的医療保険制度に則った診療を徹底するよう訴えている。

2014年に痤瘡患者に対してアダパレン導入時に保湿剤を併用することで、局所の刺激症状が軽減し脱落例が減ることを示した⁴⁾。研究の中で使用したヘパリン類似物質（ヒルドイド[®]）はノンcomedogenic試験を行っていて、その意図は治療により生じる随伴症状への対処法としてノンcomedogenicな保湿剤を使用することの提案にあった。しかし、最近アダパレンなどを用いた痤瘡治療をしていないにもかかわらず、ヘパリン類似物質や保湿化粧用品を過剰に外用している脂性肌の痤瘡患者を診察することが少なくない。しかも、ノンcomedogenic試験を行っていない製品を使用している。患者に話を聞くと、乾燥すると痤瘡が悪化するから念入りに保湿しているとのことである。保湿剤が痤瘡の改善効果があるという医学的な根拠はないことを説明して、保湿剤を中止させるだけで症状は軽快する。

アトピー性皮膚炎や抗がん剤による皮膚障害をはじめ、ヘパリン類似物質の必要性は高い。肌質や乾燥の有無を見極めて十分な製品の知識をもって、エビデンスに基づいて必要性を判断してヘパリン類似物質を処方することを、これまで以上に意識する必要がある。

（林 伸和）

- 1) http://www.kenporen.com/include/outline/pdf/chosa29_01.pdf (2017年11月6日)
- 2) https://www.dermatol.or.jp/modules/news/index.php?content_id=461 (2017年11月6日)
- 3) https://www.dermatol.or.jp/modules/news/index.php?content_id=462 (2017年11月6日)
- 4) Hayashi N, Kawashima M: J Dermatol, 41: 592-597, 2014

— 顧 問 —

肥田野信 大原國章

— 編集委員 —

大塚藤男 土田哲也 五十嵐敦之 相馬良直 林 伸和

「皮膚科の臨床」第59巻 第13号 12月号 2017年12月1日発行（毎月1回1日発行） 定 価（本体 2,700 円＋税） 年間購読料金 定価（本体 42,100 円＋税） 〔年間13冊（臨時増刊号、増大号を含む）の誌代〕 〔年間予約購読者に限り送料無料〕	発行所 金原出版株式会社 発行者 福村 直樹 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-14 TEL 03(3811) 7165〔編集室直通〕 TEL 03(3811) 7184〔営業部直通〕 FAX 03(3813) 0288 ホームページ http://www.kanehara-shuppan.co.jp 雑誌部 振替口座 00130-1-191269 印刷所 三報社印刷株式会社 TEL 03(3637)0005 広告申込先 福田商店 TEL 06(6941)5600
--	---

- ・本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権（送信可能化権を含む）は金原出版株式会社が保有します。
- ・**JCOPY**＜(社)出版者著作権管理機構 委託出版物＞
本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。